

子育て世代への更なる経済的支援を！

高校生世代応援手当

紀美野町では、就学期の子どもを抱える経済的負担の軽減を図るとともに、次世代の社会を担う高校生世代の子どもの健やかな成長に貢献することを目的とし、対象の子どもの保護者に対して高校生世代応援手当を支給します。（なお支給には申請が必要です）

- 対象の子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日から、
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども
（高校1年生から高校3年生までの間の子ども）
※就職等されていても、保護者が監護していれば対象となります。
- 対象者 上記対象の子どもの保護者
- 支給金額 月額10,000円
- 支給月 8月、12月、翌年度の4月
（支給月の前月までの分をまとめて支給）
- 支給対象期間 対象の子どもを監護している間
- その他
 - ・原則、申請月の翌月分から支給となります。
 - ・本手当は「雑所得」として課税対象となりますので、確定申告または住民税の申告が必要となる場合があります。

※支給対象であっても申請をしなければ手当は支給されません。